

第25期第9回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年4月10日(水)午前10時から午前11時00分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会場室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁
洒井利博、櫻井 次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、
橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1・2号)
(2) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可に
ついて (第3・4号)
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第5・6号)
(4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第7~10号)
(5) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨
の証明について (第11号)
(6) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第12・13号)
- 6 協 議 (1) 令和6年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
- 7 報 告 (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
(2) 特定農地貸付けに係る変更について
(3) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(4) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
(5) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。これより第25期第9回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会事務局職員について、事務局から紹介があります。

事務局 (事務局職員紹介)

ただいまの出席委員数は16名、欠席委員数は0名。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、井口和喜委員と榎本重恭委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和6年2月22日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、保戸塚武彦委員をお願いします。

保戸塚武彦委員 3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、貸借地の条件としてサトイモ、トマト、キュウリ等の作付け、境界確認は道路に面して囲いで囲ってありました。一

部、道路に囲われていないところが一辺あり、杭等で境界が確認されている状態です。賃借人の現在の農業経営については、労働力は1名、近所の方に手伝ってもらっているとのこと。販売は庭先販売です。賃借人の賃借地計画として、労働者3名、組合員10名を募集しているとのこと、販売計画は1年目は自家消費をして、2年目は市場出荷、安定して収穫できれば店舗での販売、加工財源、加工品の原材料として使用するとのことでした。所有者の従事は畑の管理、近隣の対応です。借受地の計画は、賃借においての農作物の栽培、蔬菜類の農作物（トウモロコシ、エダマメ等）を栽培し、組合員が収穫、試食、販売を行う。開設時期は5月から12月まで、12月以降は次年度に向けて畑の整理を行うとのことでした。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和6年2月26日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
境界確認については、一段の畑となっており、道路に囲われている
三辺は確認しました。一辺は杭が打たれ、分かれております。貸付
地に当たるところにミカンが植わっており、ミカンと畑の境界は杭
が打たれておりました。貸地の現状としてムギを8月まで作付けす
るとのことです。賃借人の現在の農業経営は5人。販売はスーパー、
野菜は直販とのこと。賃借地での作付計画は、ナガネギ、サト
イモ、ブロッコリー等です。労働力は5名、機械等はトラクター3
台、ユンボ1台、マルチャー2台、管理機器4台です。それぞれ庭
先販売、スーパー、飲食店、卸売、マルシェ、加工品においては全
部直売しているとのこと。労働者は本人、祖母、両親、練馬区
援農ボランティア2名。家族が庭先販売補充を行うとのこと。す
よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第3号および4号は農地法上の同一世帯
の案件となりますので、一括して審議をお願いします。事務局から
説明をお願いします。

事務局 議案第3号および第4号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。

令和6年2月14日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可が必要になります。

【譲受人、譲渡人、土地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 3月6日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。第3号議案の場所は宅地化農地ということで、畑の様子はダイコン、サヤエンドウが作付けされておりました。他にカキ1本、ミカン1本、ブドウ1本が植わっており、収穫物は自家消費とのことでした。

所有者は区外在住で、月3回様子を見に来ていると言っておりました。畑というよりは庭というような雰囲気のところでした。

境界は全て確認できました。

4号議案ですが、畑に行く通路で畑の方に接続しており、その土地は周りに5軒で共有していて持ち分があるとのことでした。この土地は5軒で道路以外の目的では使用しないとの約束ができていたと言っておりました。畑の様子は以上です。少し特殊な内容なので、施設園芸用地等の取り扱いについてという資料を見ながら現地を確認してきました。その上で農地として認めてよろしいんじゃないかと判断しました。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和6年2月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 3月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は露地栽培です。(1)の畑はカキが73本ほど植わっており、一部にジャガイモ、そして野菜等が作付けされております。(2)の畑は今後はキャベツ、トマト、トウモロコシ等が作付けされる予定とのことでした。販売は庭先直売、自家消費とのことでした。境界については全て確認できました。以上、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和6年2月28日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 3月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は露地栽培となっております。今は一部にネギが作付けされており、今後はエダマメ、カボチャ、イモ類等を作付けする予定とのことでした。参考といたしまして、近隣が練馬区の道路予定地とのことで、その奥が練馬区の公園用地になる予定とのこと。販売は庭先販売と自家消費、そして近隣にお配りするとのこと。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第7号および8号は一括して審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号および8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年3月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 3月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は露地栽培となります。(1)の畑は、植木が約30本ほど植わっており、残りはネギが作付けされていました。今後は夏野菜を作付けする予定とのことでした。販売は庭先直売、自家消費となります。境界については全て確認できまして、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第9号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、渡邊仁委員は退席をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和6年3月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員をお願いします。

酒井利博委員 3月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は露地栽培となっております。(1)の畑はカキが1本と植木等が植わっております。(2)の畑はブルーベリー等が23本植わっており、その他にトウモロコシを作付けする予定とのことでした。(3)の畑は今、キャベツ、ムギが作付けされております。ムギは秋に向けての堆肥用とのことでした。販売は庭先販売、市場出荷とのことでした。境界については全て確認できました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで渡邊仁委員にはお戻りいただきます。

つぎに38ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年3月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、井口和喜委員お願いします。

井口和喜委員 3月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑ではハウスが2棟北側にあり、今後、キュウリやトマトを作付けするとのこと。また、南側の露地の畑は更地で、今後、夏野菜を作付けするとのこと。販売は庭先直売、自家消費とのこと。境界も全て確認しました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

橋本良子委員 税務署届出期限が「令和3年」になっていますが、これは誤植ですか。

事務局 申し訳ございません。「令和6年」の誤りです。修正いたします。

尾崎賀一会長 他に質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和6年3月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員

3月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では露地野菜でネギ、タマネギ、ダイコン等を作付けされており、また、ミカンの木も3本植わっておりました。同じく(1)の畑では、ビニールハウスが2棟あり、内部は綺麗に耕運されておりました。2棟とも毎年トマトが作付けされているとのことです。

(2)の畑では露地野菜でブロッコリー、ネギ、ニンジン等が作付けされておりました。(3)(4)の畑は農業者の方へ貸している畑で、露地野菜でネギ、ハクサイが作付けされておりました。また、練馬大根、ブロッコリー、カリフラワー等の作付けはすでに終わったところでした。販売につきましては、(1)(2)の畑は、全て自宅の直売で販売されているとのことです。(3)(4)の畑は農業者

の方へ貸しているとのことですが、そちらについては自宅直売所、JA直売所、学校給食、スーパー3店へ出荷されているとのことです。境界につきましては、(1)の畑で公道面にフェンスが新しくつけてあり、2か所杭が隠れていたため、その場で仮鉄筋の杭を設置していただきました。(2)の畑では、公道面の一か所杭が土に潜っており、早急に仮の杭を入れていただくことを約束してきました。(3)(4)の畑では、杭は全て確認できました。全体的に畑は綺麗に管理しておりまして、その他特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

事務局 少し補足をさせていただきます。
今回の証明ですが、これまでの第10号議案までのものの証明に加え、認定都市農地貸付けを行っている証明を出すという、二つの証明を出す議案になります。どういう場合にこのような証明になるかと言いますと、相続税の納税猶予を受けている畑を貸借の円滑化に基づいて借りるといった場合に、税務署の抵当権がついている状態ですので、税務署へ貸借をしましたというお話を書類でお示しすることになります。そうなった際には、3年毎のこの調査の際に自ら農地として管理をしていることに加えまして、人に貸しているところについても農業委員会で確認がとられていますとの2つの証明書を出す必要がありますので、このような議案の作りになっております。事例としては多くはないのですが、年に数回出てきますので、これを機にご認識いただければと思います。

尾崎賀一会長 他に質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年3月8日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

それでは、櫻井 次委員お願いします。

櫻井 次委員

3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

作付けは成木のカキ5本、成木のミカン5本、苗木が植わっております。販売については、市場に出荷とのこと。庭先販売はしておりません。境界については、道路側には問題なく、その他の隣地との間もブロックの芯が確認できました。以上問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀一 会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年2月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 3月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は隣接する(1)(3)の畑と、それ以外の畑の2か所になります。(1)(3)の畑は、北側が東西の公道に面し、植木とブルーベリーが植わっており、一部植木の苗木のスペースがありました。綺麗に管理されておりました。境界については一部不明ですが、公道に面した畑なので問題はないと思います。もう一方の畑は南側が東西の公道に面し、ミカンと植木、一部野菜畑があり、ネギが少し作付けされておりました。綺麗に管理されています。宅地と畑の境界は昔ながらの生垣で分けてあり、現在相続手続き中のため、植木などの販売は行っていないとのことでした。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに46ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「令和6年度農業者年金加入推進活動計画の案について」です。

本件は農業者年金の加入推進にあたり、例年作成しているものです。加入推進目標を新規加入者3名とし、対象となりうる農業者に制度を広く周知することを第一に、引き続き加入推進に取り組むものとさせていただきます。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに48ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和6年3月18日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規程」第4条第1項に基づき先決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したものの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>それでは、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、50ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>「特定農地貸付けに係る変更について」のご報告です。令和6年3月6日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。</p> <p>【報告者、農園の所有者・所在・地積等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 尾崎賀一会長 | <p>事務局から説明を受けました。</p> <p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p> <p>つぎに52ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。</p> <p>練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。</p> <p>【物件地番・地積、申請者などについて説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 尾崎賀一会長 | <p>事務局から説明を受けました。</p> |

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに54ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。

令和6年4月2日付けで、東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったため、報告するものです。

【名義の種類、事業主体等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 事務局から説明を受けました。

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに56ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について」です。

令和6年3月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

1枚目の次第をお願いします。次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

尾崎賀一会長 委員の皆様から何かありますか。

(発言なし)

それでは以上で、第9回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人